令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引



提出期限 令和6年1月31日(水)

☆☆お知らせ☆☆

- ○申告書への押印は不要となりました。窓口で提出される際に本人確認をさせていただく場合が ございますので、身分証、社員証等をご持参ください。
- ○申告書を郵送で提出される方で、<u>控用(市の受領印を押印したもの)について返送を希望される場合は、複写した控と切手を貼った返信用封筒を同封してください。</u>また、郵送時にあて先として使用可能なラベルを最終面に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。
- ○資産の増減のない方、初めて申告される方で該当資産のない方、休業・廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。
- ○裏面にチェックリストがありますので、提出前にご確認ください。
- ○<u>提出期限間近になりますと、窓口が混雑しますので1月15日(月)頃までにご提出くださいま</u>すようお願いいたします。
- 〇未申告資産の追加等による更正で<u>過年度追徴が発生した場合、年度ごとの納付書で1回払いと</u>なります。過年度分の納税通知書は7月以降に送付します。

<お問い合わせ・提出先>

苫小牧市役所 財政部資産税課 償却資産係 (北庁舎2階・35番窓口)

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

0144-32-6111 (内線 2289・2290) 直通:0144-32-6270



苫小牧市ホームページ 「償却資産の申告について」は こちらから。(詳細:3ページ)

苫 小 牧 市

目 次

1	償	却道	産	٤١	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	償	却資	資産(カロ	申台	告:	を	し	て	い	t:	だ	<	方	•	•		•		•	•	•		•		•	•	•	•			3
3	名	種核	(式の	か	ダリ	ウ	ン		_	ド	•	•	•	•	•			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•			3
4	损	出し	てし	۲,	<i>t</i> = 7	だ	<	書	類			•			•			•		•	•	•			•	•	•	•	•		•	4
5	盽	告に	当	t_ ·	っ.	て :	気	を	つ	け	T	い	た	だ	<	٦	ع	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•			5
6	盽	告其	朋限	-																		•										5
7	電	子申	告(Ξ.	つ(۲۷.	7	•		•		•						•		•		•				•		•	•		•	5
8	盽	告さ	:れ7	なり	い	方.		虚	偽	の	申	告	を	さ	れ	た	方	•		•		•				•		•	•		•	5
9	評	価額	頁の算	算	出,	方	法	•		•		•						•		•		•				•		•	•		•	6
10	誹	税模	標準	額	及	び	税	率														•										7
11	紗	稅追	鱼知	書	及	び	納	期		•	•																					7
12	紗	稅追	鱼知	書』	以	外(の (支	払	い	方	法	•																			7
13	IJ	— 7	く資産	産(カロ	申·	告			•	•																					8
14	而	用年	E数(の	短網	縮	等	を	適	用	し	た	償	却	資	産																8
15	実	[地訂	調査 (かる	おル	顛	い															•										8
16	中	小道	2業	者	等(の :	少	額	減	価	償	却	資	産	の	取	得	価	額	の	損	金	算	入	の	特	例					8
17	誀	税模	標準(か	持	例		•				•	•	•	•			•		•		•				•		•	•			9
18	償	却資	資産 (か:	主	な	内	容				•	•	•	•			•		•		•				•		•	•			11
19	建	築討	设備(の1	賞	却	資.	産	ح	家	屋	の	区	分				•		•		•				•		•	•			13
20	古	定資	資産	锐	(1	賞:	却	資	産)	ع	玉	税	(法	人	税		所	得	税)	の	相	違	点						15
21	₹	イナ	-ン/	· "-	_	(1	個	人	番	号		法	人	番	号)	の	記	載	に	つ	い	て									16
22	盽	告書	あ	書:	き;	方																										
	1.	償去	[]資源	産ロ	申f	告:	書	(償	却	資	産	課	税	台	帳)	記	入	例												17
	2.	種類	頁別 月	明	細	書	(増	加	資	産	•	全	資	産	用)	記	入	例												18
	3.	種类	頁別 5	明	細音	書	(減	少	資	産	用)	記	入	例																19
	4.	申档	テの対	村	象	: ع	な	る	資	産	の	確	認	(化	列)																	20
23	僧	扫雀	₹ 産	由 4	告	<u>መ</u>	于	т	w	ク	ij	ス	-		郵	浂	用	=	べ	ル												21

1 償却資産とは

土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となる資産のひとつで、工場、事務所、 商店、駐車場・アパート経営などの事業をされている法人や個人の方が、その事業の ために用いることができる構築物・機械・器具・備品など土地、家屋以外の有形固定 資産をいいます。

(1) 対象となる資産

- ア 減価償却額(又は減価償却費)が法人税法(又は所得税法)の規定による所得 の計算上、損金(又は必要経費)に算入されている資産
- イ 取得価額が(2)のク・ケの金額に該当する資産であっても税務経理上、固定資 産勘定に計上されている資産
- ウ 租税特別措置法の対象資産として中小企業者等の少額減価償却資産の取得価 額の損金(必要経費) 算入の特例を適用している資産
- エ 賃借人 (テナント) が施工した内部造作、内部仕上げ、建築設備等
- オ 資産台帳に記載されていない資産 (簿外資産) であっても、事業のために使用 しているか、又は使用できる資産
- カ 耐用年数が経過し、法定の減価償却が終わり帳簿上備忘価額のみ計上されて いる資産であっても、事業に使用されている資産
- キ 現在稼働していないが、本来の機能を有している資産(遊休資産)
- ク 建設仮勘定で経理している資産であっても、1月1日現在でその一部または 全部が完成し、事業に使用されている資産
- ※具体的な該当資産については、11~14ページをご覧下さい。

(2) 対象とならない資産

- ア 固定資産税の課税対象として、土地及び家屋評価されるもの
- イ 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
- ウ 棚卸資産 (商品、貯蔵品)
- エ 非減価償却資産(書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの)
- オ 生物 (ただし、鑑賞用・興行用の生物は申告の対象となります。)
- カ 無形固定資産(電話加入権、特許権、ソフトウェア等)
- キ 繰延資産 (開業費、試験研究費等)
- ク 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額資産で、法人税法 又は所得税法上その取得価額の全額を一時に損金又は必要経費として処理し た資産
- ケ 取得価額が1品20万円未満の少額資産で、法人税法又は所得税法上3年間の 均等償却の対象資産(一括償却資産)として経理処理した資産
- コ 平成20年4月1日以降に取得した取得価額が20万円未満でリース期間満了 後、所有権が移転する資産

取得価額と経理方法による申告対象一覧 O・・・・申告対象となりません

経理区分 取得価額	損金・必要経費 としたもの	一括償却資産	リース資産	固定資産勘定と したもの	中小企業等の 損金特例
10万円未満	×	×	×	0	
10万円~20万円未満		×	×	0	0
~30万円			0	0	0

2 償却資産の申告をしていただく方

令和6年1月1日現在、苫小牧市内に事業用の償却資産を所有している法人及び個人の方です。なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの償却資産を所有している貸主の方
- (3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産の買主の方 (所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
- (4) 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- (5) 償却資産を共有されている方

(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員でご申告ください。例:「苫小牧太郎 外○名」)

※既に申告をいただいている方で、前年度の課税標準額が少額となった方には、 申告書の送付を省略する旨を記載した案内文を送付しています。

3 各種様式のダウンロード

償却資産申告書等、各種様式は苫小牧市公式ホームページからダウンロードすることができます。(Excel 及び PDF)

(1) 苫小牧市公式ホームページ右上のサイト内検索欄に「償却資産」と入力してください。又は他の検索エンジンで「苫小牧市 償却資産」と入力してください。



(2) 「償却資産の申告について/北海道苫小牧市」のページを開いてください。

www.city.tomakomai.hokkaido.jp > ... > 固定資産税 ▼ 償却資産の申告について / 北海道苫小牧市 なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。 償却 資産とは、土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となる資産のひとつで、工場、事務所、商店 ...

(3) ページ下部に様式がありますので、ダウンロードしてください。

償却資産申告書	xls	<u>excel</u> (71.50 KB)	PDF	pdf(121.44 KB)
種類別明細書(増加資産・全資産用)	xls	<u>excel</u> (54.50 KB)	PDF	pdf(92.29 KB)
種類別明細書(減少資産用)	xls	<u>excel</u> (42.50 KB)	PDF	pdf(76.47 KB)

4 提出していただく書類

① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

- ・17ページの記入例を参考に必要事項をご記入ください。
- ・前年中に資産の増減がない場合も提出が必要です。

② 種類別明細書(増加資産・全資産用)、(減少資産用)

- ・前年中に資産の増減がある場合は、18~19ページを参考にご記入ください。
- ・前年中に増減がない場合は、提出不要です。
- ・はじめての申告の場合は、全ての資産をご記入ください。
- ※償却資産申告書及び種類別明細書は、<u>控は同封しておりませんので、必要な場合は複写してください。</u>郵送にて提出される方で、控(市の受領印を押印したもの)の返送が必要な場合、複写した控と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、同封の全資産リストは、申告の参考にしていただくために送付していますので、返送の必要はありません。

	はじめて申告される方	前年まで申告されている方
対象者	令和5年中に苫小牧市内で新たに事業 を始められた方、又はこれまで事業を 行っていたが未申告だった方	前年度(令和5年度)までに申告された方
申告が必要な資産	令和6年1月1日現在、苫小牧市内に所 有する償却資産に該当する全資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日の間 に取得又は減少した苫小牧市内に所有 の償却資産
提出する書類	①令和6年度償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用)	①令和6年度償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用) ③種類別明細書(減少資産用)
該当資産がない、 又は前年中に資産 の増減がないとき	該当資産がない場合は、申告書右下の 備考欄に <u>「該当資産なし」</u> と記入し、 申告書のみ提出してください。	前年中の増減がない場合は、 <u>申告書右</u> 下備考欄に「増減なし」と記入し、申 <u>告書のみ提出</u> してください。
全資産リスト(種類別明細書)について		申告のあった令和5年1月1日現在の償却 資産について打ち出した全資産リスト を同封しています。この書類を参考 に、増減のあったものを申告してくだ さい。

※廃業・解散などで事業用の該当資産がなくなった場合は、申告書<u>右下の備考欄</u>にその旨記入してください。

3	資産の種類		※ 評	価	额	(8)	※ 決	遊	価	和	(~)	※	税	標	準 額	(I-)	18 備考(添付書類等)
1	構築物																***************************************
2	機械 及び装置																
3	船舶																
4	航空機																******************
5	車両 及び運搬具																
6	工具,器具 及び備品	/															
7.	合 計																

5 申告に当たって気をつけていただくこと

- (1) 「資本的支出」としての改良費は、新たな資産の取得とみなされますので、「本 体費用」とは区別して申告してください(資産名の後に、資本的支出と記入し てください)。
- (2) 圧縮記帳資産については、圧縮記帳した価額ではなく、実際の取得価額で申告してください。
- (3) 前年度の決算書等をもとに申告書を作成する場合は、決算日から1月1日までに増加、減少した資産についても忘れずに申告してください。

6 申告期限

<u>令和6年1月31日(水)</u>ですが、期限間近になりますと受付が大変混雑しますので、1月 15日 (月) までの早期の提出(郵送可)にご協力をお願いいたします。

7 電子申告について

苫小牧市では地方税ポータルシステム「eLTAX (エルタックス)」による電子申告を受付しています。税理士に依頼する場合を除き、申告には電子証明書が必要となります。

利用可能な固定資産税(償却資産)申告の手続きの種類



詳しい情報は、eLTAX ホームページ(https://eltax.custhelp.com/) をご覧ください。

8 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合、又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法 第354条の規定により罰則が適用される場合があります。

9 評価額の算出方法

(1)評価額の計算

前年中に取得した資産	前年以前に取得した資産
取得価額×(1−減価率/2)	前年度評価額×(1−減価率)
=(取得価額×※1)	=(前年度評価額×※2)

(2) 最低限度額

取得価額の5%が評価額の下限となります。

定率法による償却率の減価残存率表

动田左紫	法压兹	減価列		动电左 数	油压物	減価列	
耐用年数	減価率	前年中取得※1	前年前取得※2	耐用年数	減価率	前年中取得※1	前年前取得※2
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 1、2、5 及び 6 が適用されます。

[例えば] 取得価額 250,000 円、取得時期令和 5年2月、耐用年数 4年のパソコンの場合

令和 6 年度 = 250,000 円 \times 0.781= 195,250 円

令和7年度 = 195,250 円 × 0.562= 109,730 円

令和8年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 9 年度 = 61,668 円 × 0.562= 34,657 円

令和 10 年度 = 34,657 円 × 0.562= 19,477 円

令和 11 年度 = 19,477 円 × 0.562= 10,946 円 < 12,500 円

※ 令和 11 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、

以降 12,500 円で評価されます。

10 課税標準額及び税率

(1) 課税標準額

申告された各資産の取得年月、取得価額、耐用年数を基礎として定率法により 算出した毎年1月1日現在の評価額(特例の適用を受ける場合は、適用後の額) が課税標準額となります。(6ページ参照)

(2) 税率·税額



※課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されませんが、<u>申告は必要となります</u>(申告書の送付を省略する旨の案内文をお送りしている方でも、資産の増減等がある場合には申告が必要です)。なお、免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。

11 納税通知書及び納期

提出のあった申告書に基づき価格決定を行い、課税の方には4月中旬に納税通知書を送付します。なお、納期は4月・7月・9月・12月の4期に分かれており、各納期限は納税通知書に記載されています(償却資産課税台帳及び種類別明細書は発行しておりませんが、必要な場合はご相談ください)

また、更正により過年度追徴が発生した場合、年度ごとの納付書で1回払いとなります。過年度分の納税通知書は7月以降に送付します。

12 納税通知書以外の支払方法

<口座振替の手続き>

苫小牧市内の金融機関または市役所納税課窓口で、口座振替依頼書を記入していただきます。その際に納税通知書、通帳、通帳に使用している印鑑をお持ちになってください。引落口座の変更及び解約の手続きも、同様となります。

また、口座振替依頼書をご自宅に送付することも可能ですので、ご希望の場合には納税課(直通:0144-32-6273)へご連絡ください。

<クレジットカード納付が利用できます>

令和3年4月1日から、24時間いつでもスマートフォンやタブレット端末からクレジットカードで税金・保険料・各種料金を支払うことが可能となります。

(ただし、1期30万円以上の方は利用不可。)

詳しくは納税課へお問い合わせください。

<eLTAX(共通納税)使用による納付ができます>

地方税お支払いサイトへアクセスし、納付書にあるQRを読み取るか、eL番号を入力して納付することが可能です。

13 リース資産の申告

リース資産の申告はその契約の内容により、賃貸人が申告義務者になる場合と、賃借人が申告義務者になる場合のいずれかになります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産>		
特徴:賃貸期間が自由に選択できる、期間終了と同時に 資産は回収	×	0
〈実際の売買に当たるようなリース資産〉	_*	
特徴:所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者 の所有物となる場合	0	×

〇···申告対象となります ×···申告対象となりません

※平成20年4月1日以降に取得した20万円未満のリース資産で、期間満了後に所有権移転契約がなされたものについては、償却資産の申告をする必要はありません。

14 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

耐用年数の短縮又は増加償却の承認を受けた償却資産がある場合は、承認を受けた書類の写しを添付し、申請が必要となります。

	事	J	項	Ī	国税(にお	ける所轄	添付書類
耐月	月年数	女の知	豆縮	国	税	局	長	耐用年数の短縮の承認通知書(写)
増	加	償	却	税	務	署	長	増加償却の届出書(写)

15 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であるかを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査や帳簿書類等の照合調査を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけではなく 5 年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

16 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

租税特別措置法で、中小企業者等が令和6年3月31日までに取得し使用する取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、1事業年度で合計300万円までを損金(又は必要経費)に算入可能ですが、固定資産税(償却資産)では申告の対象となります。

17 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用されます。なお、特例を受けるためには、申告書を提出する際に必要書類を添付する必要があります。代表的な特例は以下のとおりです。ここに記載されていない特例の詳細につきましては、お問い合わせください。

中小企業等経営強化法に係る課税標準額の特例について

1. 令和5年3月31日までに取得した資産

ア 対象設備及び特例内容

対象設備	取得期間	特例率	期間
① 機械装置			
② 工具	平成30年6月6日		
③ 器具備品	~令和5年3月31日	0	0 左即
④ 建物附属設備		(ゼロ)	3年間
5 構築物	令和2年4月30日		
⑥ 事業用家屋	~令和5年3月31日		

※産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、令和3年6月16日をもって生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度の関係規定が中小企業等経営強化法に移管されました。

イ 提出書類(※申告書提出の際に、以下の書類を添付してください。)

- ・工業会等による仕様等証明書の写し
- ・認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画認定書の写し
- ・固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し(※リース会社の場合のみ)

ウ注意事項等

- ・この特例は、<u>先端設備等導入計画の認定後に取得した設備</u>が対象になります。 設備取得後に計画申請を認めるものではありませんのでご注意ください。
- ・ 先端設備等導入計画の認定を受ける方法については、工業・雇用振興課にお 問い合わせください。
- ・1と2で提出書類が異なりますのでご注意ください。
- ・経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は、平成31年3月31日をもって終了していますので、お間違えのないようにお願いいたします。

2. 令和5年4月1日以降に取得した資産

ア 対象設備及び特例内容

対象設備	取得期間	賃上げ表明	特例率	期間
① 機械装置	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日	なし	1/2	3年間
② 工具 ③ 器具備品	令和5年4月1日 ~令和6年3月31日	±.11	1 / 2	5年間
④ 建物附属設備	令和6年4月1日 ~令和7年3月31日	あり	1/3	4年間

※令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得される設備が対象となります。

イ 提出書類(※申告書提出の際に、以下の書類を添付してください。)

- ・先端設備等導入計画の事前確認書の写し(認定経営革新等支援機関が発行)
- ・投資計画に関する確認書の写し(認定経営革新等支援機関が発行)
- ・認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画認定書の写し
- ・固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し(※リース会社の場合のみ)

ウ注意事項等

- ・この特例は、<u>先端設備等導入計画の認定後に取得した設備</u>が対象になります。 設備取得後に計画申請を認めるものではありませんのでご注意ください。
- ・先端設備等導入計画の認定を受ける方法については、工業・雇用振興課にお問い合わせください。
- ・1と2で提出書類が異なりますのでご注意ください。
- ・経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は、平成31年3月31日をもって終了していますので、お間違えのないようにお願いいたします。

< 先端設備導入計画の認定に関するお問い合わせ先>

苫小牧市役所 産業経済部企業政策室 工業・雇用振興課 直通:0144-32-6432

18 償却資産の主な内容

(1) 種類別の償却資産は、次のとおりです。

資産の種類	主な償却資産の一例
構築物	煙突、広告塔、門、塀、外灯、舗装路面、緑化施設、移動可能なプレハ ブ等
建物附属設備	受変電施設、蓄電池、発電機設備、屋外給排水設備、事業用動力配線、 簡易間仕切り、屋外ネオンサイン、厨房設備等
建物の所有者以外の人 (テナント)が施工した設備	店舗等内部造作、内部仕上げ、照明設備、給排水衛生設備、空調設備、ガス設備等、家屋に属する部分も含みます。
機械及び装置	製造機械設備、旋盤、ボール盤、クレーン、ブレス、ガソリンスタンド 設備、太陽光発電設備等
船舶	モーターボート、貸船、貸ヨット等
航空機	ヘリコプター、グライダー、飛行機
車両及び運搬具	トラクター、パワーショベル等の <u>大型特殊自動車</u> (ナンバープレートの分類番号が「0」または「9」から始まる登録番号の自動車) ※ナンバープレートの取得状況に関わらず、 <u>自動車税や軽自動車税の課税客体である自動車は申告の対象となりません。</u> (大型特殊自動車の要件について、詳しくは12ページをご覧ください。)
工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、机、いす、キャビネット、その他の事務機、美容・理容器具、医療機器、金庫、自動販売機、陳列ケース等

(2)業種別の代表的な償却資産は、次のとおりです。

業種	資産の名称 ※()内は耐用年数
共通	舗装路面 (15又は10) 、門・塀 (15又は10) 、緑化施設 (20又は7) 、外灯 (15) 、受変電設備 (15) 、広告塔 (20又は10) 、看板 (18又は10若しくは3) 、ネオンサイン (3) 、中央監視制御装置 (18) 、簡易間仕切 (3) 、応接セット (8) 、ロッカー (15) 、キャビネット (15) 、パソコン (4) 、コピー機 (5) 、太陽光発電設備 (17) 等
小売店	商品陳列ケース (8又は6)、陳列棚 (8)、レジスター (5)、自動販売機 (5)、冷蔵庫 (6)等
飲食店	接客用家具・備品(5)、自動販売機(5)、厨房設備(5)、カラオケセット(5)、テレビ(5)、放送設備(6)、冷蔵庫(6)等
理•美容業	理美容椅子(5)、タオル蒸器(5)、テレビ(5)等
医院、歯科医院	ベッド (8) 、手術台 (5) 、X線装置 (6) 、CTスキャン (6) 、消毒殺菌 用機器 (4) 、歯科診療用ユニット (7) 、各種キャビネット (15) 等
建設業	フォークリフト (4) 、パワーショベル (6) 、クレーン車 (7) 、測量機器 (5) 、可搬式小型発電機 (10) 等 ※上記の自動車は、大型特殊自動車に該当するものが対象になります
ガソリンスタンド	独立キャノピー (45) 、構内舗装 (15又は10) 、コンクリート擁壁 (15) 、 屋外照明設備 (15) 、給油装置 (8) 、洗車装置 (8) 等
ホテル・旅館業	客室用ベッド(8)、客室用家具(5)、厨房設備(5)、テレビ(5)、放送 設備(6)、舗装路面(15又は10)等
娯楽業	パチンコ台 (2) 、パチスロ台 (3) 、島設備 (5) 、ゲーム機 (3) 、両替機 (5) 、カラオケセット (5) 、ボウリング場用設備 (13) 等

※貸しビルなどにテナントが施工した内部造作・内部仕上げ、建築設備等については、テナントが償却資産の申告を行うこととなります。

(3) 大型特殊自動車の申告について

償却資産として申告をする必要がある大型特殊自動車とは、以下の要件のうちいずれかを満たすものです。農耕用とそれ以外のもので要件が異なるため、ご注意ください。

①農耕用以外のもの

【大型特殊自動車の要件】

- ・長さが4.7mを超えるもの
- ・幅が1.7mを超えるもの
- · 高さが2.8mを超えるもの
- ・最高時速が15kmを超えるもの



※上記のうち1つでも該当する場合は 大型特殊自動車となり、<u>償却資産</u> の申告が必要になります。



※ナンバープレートの分類番号が「0」または 「9」から始まる登録番号の自動車は、<u>大型</u> 特殊自動車に該当します。

【小型特殊自動車の要件】

- ・長さが4.7m以下のもの
- ·幅が1.7m以下のもの
- ・高さが2.8m以下のもの
- ・最高時速が15km以下のもの





※上記の<u>すべてを満たす場合</u>は小型特殊自動車となり、 **償却**資産の申告は不要です。

②農耕用のもの

車体の大きさに関わらず、最高時速が 35 km 以上のものは大型特殊自動車に該当し、償却資産の申告が必要になります。

19 建築設備の償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が所有する建築設備の固定資産上の取扱いは、次のとおり家屋(建物)と 償却資産に該当する部分を区分して評価しています。

なお、この表は一般的な建築設備について区分したものです。ここに記載されていない建築設備についてはお問い合わせください。

また、貸しビル、貸し店舗等でテナントなどの家屋の所有者以外の方が施工した内 装・造作及び建築設備等については、下記の区分に関わらず全て償却資産として取り扱 います。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
	受・変電設備	設備一式(キュービクル含む)	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備、無停電電源設備	
	中央監視制御 装置	中央監視制御装置(配線含)	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外の照明設備(投光器、スポットライト、水銀灯等)	屋内の照明設備、配電 設備等
電気設備	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等の設備
	インターホン 設備	インターホン機器 ※非木造の家屋に設置された設備に限る	配線、配管等の設備
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機 器	配線、配管等の設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の設置・器具類	配線、配管等の設備
	太陽光発電 設備	発電設備一式(配管・配線を含む)	屋根材一体型ソーラー パネル
	衛生設備		設備一式(洗面器、大 小便器等)
給排水•	纷壮→レ=ル/#	屋外の給排水配管等設備	屋内の給排水配管等 設備、衛生設備
衛生設備	給排水設備	家屋から独立して設置された給水塔	家屋の屋上等に設置 された給水槽
	特定生産用等	特定の生産又は業務用の設備	

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
空気調和	空調設備	○ルームエアコン(ウインド型・壁掛型) ○特定の生産用設備又は業務用設備	左記以外の設備
設備	換気設備	ドラフトチャンバー、スクラバー、特定の 生産又は業務用設備	左記以外の設備
	火災報知設備	屋外の設備(配線を含む)	屋内の設備
防災設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリン クラー設備、ドレン チャー設備等
	避雷設備	家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設 置された設備
	運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、エスカ レーター、ダムウェー ター等
	給湯設備	局所式給湯設備 湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴場の元 釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽(ユニット バス等用を除く)	中央式給湯設備 ユニットバス用、床暖 房用、洗面所用等
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用 設備	左記以外の設備
その他の	厨房設備	○顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等) ○寮・病院・社員食堂の厨房設備	左記以外の設備
設備	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事業 用に取り付けた給排水管	
	温室	恒久的なものでないもの (ビニールフィル ムで覆っているもの)	基礎等を有し、屋根及 び周壁に該当する部分 が恒久的と認められる もの
		冷凍倉庫における冷凍設備、機械式立体駐車場(装置)、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易可動間仕切、カーテン、ブラインド、カウンター(造り付け以外)、家具(造り付け以外)等	

20 固定資産税(償却資産)と国税(法人税・所得税)の相違点

区分	固定資産税の評価	国税の税務計算
一般の償却資産の 償却方法	定率法 ※減価率は法人税の「旧定率法」で 使用する償却率と同じ	定額法または定率法
特別償却	<u>認めない</u>	認める
割増償却	<u>認めない</u>	認める
圧縮記帳された 資産の価額	<u>認めない</u>	認める
増加償却	認める	同左
中古資産の評価方法	中古資産の取得価額を 基礎とする	同左
改良部分の評価方法	区分評価	原則区分評価、一部合算も可
資産を取得した場合の 初年度の評価方法	半年償却	月割償却
最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
賦課期日	毎年1月1日	
建設仮勘定中の資産	事業の用に供されている場合 は、課税対象となる	減価償却を認めない。 ただし、建設仮勘定として表示されている資産であっても、その完成した部分が事業の用に供されている場合にはその部分は減価償却できる

21 マイナンバー (個人番号・法人番号) の記載について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合(記載方法は17ページ参照)、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたしますので、以下の資料の写し(コピー)をご持参もしくは申告書に添付してください。

なお、<u>法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は</u>不要です。

①本人が申告書を提出する場合

…「1.番号確認資料」と「2.身元確認資料」をご用意ください。

+

1.番号確認資料

- ・個人番号カード(裏面) 又は
- ・通知カード(券面に記載 された氏名・住所等が住 民票と一致している場合 に限る。) 又は
- ・住民票(個人番号が記載されたもの)

2.身元確認資料

- ・個人番号カード(表面) マロ
- ・運転免許証 又は
- ・プレ印字された(予め氏名・住所が印字されているもの)申告書

十

②代理人が申告書を提出する場合

…「1.本人の番号確認資料」、「2.代理人の身元確認資料」、「3.代理権確認資料」 をご用意ください。

1.本人の番号確認資料

- ・本人の個人番号カード (裏面) 又は
- ・本人の通知カード(券面に 記載された氏名・住所等が 住民票と一致している場合 に限る。) 又は
- ・本人の住民票(個人 番号が記載されたもの)

2.代理人の身元確認資料

- ・代理人の個人番号カード (表面)
 - 又は
- ・代理人の運転免許証 又は
- 代理人の税理士証票

3.代理権確認資料

- ・税務代理権限証書 又は
- ·委任状 等 又は
- ・プレ印字された申告書
- ※eLTAXにて申告される方は電子証明書等にて確認のため、本人確認資料の添付は不要です。
- ※上記以外の本人確認資料については、「マイナンバー社会保障・税番号制度-内閣官房」ホームページを参照ください。
- ※代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。
- ※マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。
- ※本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載 はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

22 申告書の書き方

1. 償却資産申告書(償却資産課税台帳)記入例 ※白色の用紙

	2274.5017	苫小牧市長	貸却資	産申告書(
	(ふりがな) 住 所	₹ 053-8722			3 個人計等又は 放人計等		8 短縮耐用	年数の承認	有 - (無)	
	1 (A)	苦小牧市闽町	4丁目5番6号 4丁	日ヒル	4 事業職日 (資本等の全)	(D) 自動車整備業 (1 百万円)	9 増加償却	の届出	有 - 🐠	
Ħ	又は納税通知 書送承先			00-ΔΔΔΔ)	5 事業開始 年月	E) 昭和60 年 6月	10 非課税該	当資産	有 - 🕦	
fi -	(ふりがな)	とまこまい	たるまえ たろう		6 この中告に応	等 祭期到是 带带上颌	11 課税標準の	が例 (日)	有 - 🕮	
ř	氏 名B	株式会社 苫小牧	代表取締役 樽前	太郎	する者の保及 氏名	(電話 00-ΔΔΔΔ)	12 特別償却	又は圧縮記帳	有 - 49	
	2 法人にあってはそ の名券及び代表者				7 税理士等	9	13 税務会計	上の償却方法	定率法。定額法	
	の私名		屋号)	氏名	G (###)	14 青色申告		(4) - 無	
ž	作産の種類	Market Market Ann	取 得	価 and the section of the	額	L 11/(n /) / /)	15 市(区)	① 苫小牡	女市樽前999-999	
	19.00° 14.	前年前に取得したものい	前年中に減少したもの(4)	前年中に仮得		計((イ)ー(ロ)+(ハ))(ニ)	町村内に	1		
ı	構築物機械	2,000,000	500,000	3(00,000	1,800,000	おける事業 所等資産の	2		
2	及び装置	3,000,000	300,000			2,700,000	所在地	3		
3	船舶					0		4		
4	航空機	M	N	(P)		(P) 0	16 借用資産	貸主の名称等		
5	車両及び 運搬具	3,000,000	600,000	1,400,000		3,800,000	Jo×y-z		パソコン)	
6	工具,器具 及び備品	2,000,000	200,000	30	00,000	2,100,000	(何・無)			
7	合計	10,000,000	1,600,000	2,00	00,000	10,400,000	17 事業所用 所有区分	家屋の (K 但那 · 借家	
1	許産の種類	/	※ 評価額(*)	※ 決定価	額 (~)	※ 課稅標準額 (b)	18 備考(添付			
1	精築物							(L)		
2	機械 及び装置									
3	AGAA						*********			
4	航空機						V			
5	車両 及び運搬具								*******	
5	工具,器具 及び備品					>	※手書き	の場合、	、太枠内の	
,	A 24 /	(訂 7, 74	小田よ	りません	

- ③:資産所有者の郵便番号、住所(ビル名・階数・屋号等含む)を正確に記入してください。
- ®:資産所有者名(法人の場合は代表者名も)・ふりがなを記入してください。
- ©:個人の方は個人番号(12桁)を、法人は法人番号(13桁)を記入してください。
- ⑩:事業種目及び資本金(百万円単位)を記入してください。
- ®:個人の方は事業開始年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
- ®:申告内容についてお答えいただけるご担当者の職・氏名・電話番号を記入してください。
- ③: 申告書の作成を税理士に委託した場合、その氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑪:各該当項目を○で囲んでください。
- ①: 苫小牧市内における事業所等資産の所在地を記入してください。
- ①:借用資産(リース)がある場合は、資産の名称及び貸主を記入してください。
- ⑧:事業の用に供している建物が、申告者からみて自己所有か借家か、どちらかを○で囲んでください。
- ①:以下について記入してください。
 - ① この一年間に資産の増減がない場合は、「増減無し」と記入してください。
 - ② 法人の場合は、決算期を記入してください。
 - ③ 「短縮耐用年数承認書の写」・「増加償却の届出書の写」等、添付した書類名を記入してください。
 - ④ 前年中に住所・氏名・名称に異動があった場合、その変更年月日及び変更前の情報を記入してください。
 - ⑤ 廃業、解散や事業に係る申告資産がなくなった場合は、その旨記入してください。
- ∞:前年前に取得したものの合計額を資産の種類別に記入してください。
- 図:前年中に減少したものの合計額を資産の種類別に記入してください。
- ◎:前年中に取得したものの合計額を資産の種類別に記入してください。(他市町村からの移動資産も含む)
- \mathbb{P} :上記「 $\mathbb{Q}-\mathbb{Q}+\mathbb{Q}$ 」によって算出した合計額を、資産の種類別に記入してください。

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例 ※緑色の用紙



〈記入例注意事項〉

- ④:今年度は、「6」と記載してください。
- ®:所有者名を記入してください。
- ©:用紙の枚数を記入してください。
- - 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
- ®:資産の名称及び規格等を記入してください。
 - ※大型特殊自動車の場合は、「室蘭 000 と○○○」「室蘭 900 す○○○」等、登録番号を記入してください。
- ⑥:資産を実際に取得した年月を記入してください。(年号は、 $\frac{今和:R、平成:H、昭和:S}{}$ と記入) ※他市町村から資産を移動してきた場合も、当初に資産を取得した年月をご記入ください。
- ⑪:資産の取得価額を記入してください。なお、固定資産税における圧縮記帳は認められておりませんので、 圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
- ①: 法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2、5、6)の年数を記入してください。
- ③:増加事由は、下記より1~4のいずれかを○で囲んでください。
 - 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入(他市町村から移動) 4. その他
- ®:以下のような事項を記入してください。
 - ① 船舶の場合は、船舶登録番号、船舶の種類を記入してください。
 - ② 本体に改良を加えた場合の費用(資本的支出)は、本体の資産コードを記入してください。また、資産名の後に「資本的支出」と追記願います。
 - ③ 中古資産については、経過年数を記入してください。
 - ④ 他市町村から移動してきた資産は、その年月を記入してください。
 - ⑤ 課税標準の特例または非課税資産に該当する場合は、摘要欄にその旨記入してください。
- ※変更等により資産の一部を訂正する場合は、白紙の明細書に、訂正前と訂正後の事項を記入してください。

3. 種類別明細書(減少資産用)記入例 ※赤色の用紙

	所有者コ-	○ A 6 年度種類 5) B	Я ·	細	書	(減少資	産	用) =		折 有		1 枚のうち ①
						_				B	株	式会社	苫小牧	1 枚 目
資金の	資産コー	ド資産の名称等	数	取	符 4	≠月	取得值额	耐用	中告	減少事由		減少	医分	- 換 要
種類	E	P P		年号	#	月	一部減少の場合は 前年中の減少額	年数	年度	1 売却 2 減失 3 移動 4 その	*	部 残数	量残取得伍额	м ж
O	(例1:資)	産を売却した場合)	G)	H		(I)	(])		K	Œ			M
5	10	フォークリフト	1	Н	10	8	600,000	5		①· 2 · 3 · 4	0	2		〇×運輸へ(R5.4)
6				Į.						1 • 2 • 3 • 4	. 1	2		
5	(例2:滅:	夫した場合)								1 - 2 - 3 - 4	1	2		
1	5	門扉	1	Н	5	6	500,000	15		1 2 · 3 · 4	0	2		
E.										1 - 2 - 3 - 4	1	2		
9	(例3:他i	方町 <mark>村へ移動した場合</mark>								1 · 2 · 3 · 4	1	2		
2	12	プレス機	1	Н	8	6	300,000	13		1 - 2 3- 4	0	2		千歳市へ(R5.5)
			\perp							1 - 2 - 3 - 4	1	2		
)	(例4:資)	雀の一部が減少した場合)								1 - 2 - 3 - 4	1	2		
6	15	パソコン	1	Н	21	3	200,000	4		1 2 3 - 4	1	② 2	400,000	
2		(例4 補足)								1 - 2 - 3 - 4	1	2		
3		パソコン3台(600,000円)								1 . 2 . 3 . 4	-1	2		
_		1台(200,000円)減失の	1台(200,000円)滅失のため減少							1 . 2 . 3 . 4	1	2		
5		パソコン2台(400,000円)								1 - 2 - 3 - 4	1	2		
			_							1 - 2 - 3 - 4	1	2	1	I
7										<u> </u>	網技	計け音	『分の記』	人は必要あり
3										1	18		1	
9										1 - 2 - 3 - 4	1	2		
)										1 - 2 - 3 - 4	1	2		

※既申告資産の資産番号は、同封の「償却資産種類別明細書」に表示されていますので、ご記入ください。

〈記入例注意事項〉

- ④:今年度は、「6」と記載してください。
- B:所有者名を記入してください。
- ©:用紙の枚数を記入してください。
- $\mathbb{D} \sim \mathbb{J}$
 - :償却資産種類別明細書に資産種類ごとに資産番号を付番してありますので、同明細書をもとに前年中に減少した資産を、記入例のとおり資産の種類(D 欄)から耐用年数(J 欄)まで記入してください。
 - また、資産の一部が減少した場合は、その数量・減少額を記入してください。
- - 1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他
- ①:区分については(1.全部・2.一部)のいずれかを \bigcirc 印で囲んでください。
 - 一部減少の場合は、その減少した資産の残数量・残取得価額を記入してください。

4. 申告の対象となる資産の確認(例)

償却資産の申告を行う際は、直近の固定資産台帳にて所有する減価償却資産が課税対象となるかどうか確認してください。下表1の例では網掛けされた資産が固定資産税(償却資産)の課税対象資産です。

対象となる資産をお持ちの場合は、申告の際に「名称」「取得年月」「数量」「取得価額」「耐用年数」の記載が必要になります。

表 1

固定資産台帳 兼 減価償却計算書

●●●●株式会社

自令和年月日至会和年日日

										<u> </u>	<u>年 月 日</u>
	固定資産コード 名称	取得年月	償却方法 数量	取得価額	期首帳簿価額	耐用年数償却率	期間	当期償却額	償却累計額	期末帳簿価額	摘要
	【建物·建物附属設備·構築物】										
	01-00001 事務所	S63.5	旧定率法 1式	57,364,000	1	50年 0.045		0	57,364,000	0	償却済み
	01-00002 事務所前 アスファルト舗装路面	H17.8	旧定率法 1式	1,862,278	121.979	10年 0,206	<u>12</u> 12	25.128	1.765.426	96.852	
※ 1	91-00003 店舗 内装工事(テナント内部造作)	H23.2	250%定率法	2,174,630	462,040	15年 0.167	12 12	77,161	1,789,750	384,880	
	※科目計			61,400,908	584,020			102,288	60,919,176	481,732	
	【機械装置】										
※ 2	02-00001 コンプレッサー	H22.8	250%定率法 1式	1,480,000	1	8年 0.313	12 12	0	1,479,999	1	償却済み
	※科目計			1,480,000	1		12 12	0	1,479,999	1	
	 【車両及び運搬具】										
※ 3	05-00001 フォークリフト 室蘭999と00-00	H27.4	200%定率法	195,000	48,750	2年 1.000	<u>12</u> 12	48,750	194,999	1	中古資産
※4	05-00002 自動車 室蘭300ま00-00	H29.10	200%定率法 1式	2,483,611	1,472,690	6年 0.333	12 12	490,406	1,501,326	982,285	
	※科目計			2,678,611	1,521,440			539,156	1,696,325	982,286	
	【器具及び備品】										
	06-00001 エアコン	H16.11	旧定率法 1式	336,000	1	6年 0.319	12 12	0	335,999	1	償却済み
※ 5	06-10001 パソコン	H30.2	1式	169,800							一括償却資産
	【器具及び備品(リース期間定額法)】										
※ 6	06-20001 コピー機	H28.6	リース定額 1式	1,213,200	788,580	5年 0.200		242,640	667,260	545,940	
	※科目計			1,719,000	788,581			242,640	1,003,259	545,941	
	【無形固定資産】										
※ 7	99-00001 ソフトウェア	H31.3	定額法 1式	2,250,000	1,875,000	5年 0.200		450,000	825,000	1,425,000	
	※科目計			2,250,000	1,875,000			450,000	825,000	1,425,000	

- ※1 賃借人が施工した内部造作、内部仕上げ、建築設備等は申告の対象となります。
- ※2 減価償却が終了している資産でも、事業の用に供している資産は申告の対象となります。
- ※3 大型特殊自動車に該当するものは申告の対象となります。(詳細:12ページ)
- ※4 自動車税や軽自動車税の課税客体である自動車は申告の対象ではありません。
- ※5 一括償却資産として経理処理した資産は申告の対象ではありません。
- ※6 リース期間定額法によって減価償却を行う資産(所有権移転外ファイナンスリース)の場合は、資産の貸主が申告を行うため、借主の申告は必要ありません。
- ※7 無形固定資産(電話加入権、特許権、ソフトウェア等)は申告の対象ではありません。

表 2

少額減価償却資産明細表

	フロス//グ	とぼっては	・人子グル	X	
	名称	数量	取得年月	損金算入額	備考
パソコン		1	H30	245.000	

租税特別措置法の対象資産として、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金(必要経費)算入の特例 を適用している資産は、**償却資産の申告対象となります。**

※申告の対象となる資産・ならない資産についての詳細は、2ページをご覧ください。

23 償却資産申告のチェックリスト

申告書を提出する前に確認してください。(このチェックリストは提出不要です)

[申 □1 □1 [種 □1	告書、種類別明細書の内容に記載漏れ、誤りはありませんか? 詩書] 所、氏名、連絡先、税理士、担当者名 人番号又は法人番号 (年前に取得したものの取得価額(昨年の申告と同額か) 預別明細書] (産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数 別事由(1から4までのいずれかに○) (年度申告漏れ資産(摘要欄に「過年度申告漏れ」と記載)
	告が必要な資産が漏れていませんか? 和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産 算終了後から1月1日までに取得した資産 外資産、減価償却を終えた資産であっても事業の用に供することができる資産 依、未稼働資産であっても事業の用に供することができる資産 良費(償却資産の価値を高める費用は、元の資産と別に申告する必要がありま つ) 一ス資産(契約の内容によって申告者が変わります) に型特殊自動車(分類番号が「0」または「9」から始まる登録番号の自動車) 小企業等が取得した価額30万円未満の特例制度適用資産(損金算入又は即時 に対した資産)
	下の資産が含まれていませんか? (申告対象外の資産) 屋 (本体及び家屋と一体で家屋の効用を高める資産) 小牧市外にある資産 形減価償却資産(加入権、営業権等の権利、ソフトウェア等) 動車、軽自動車、小型特殊自動車(ナンバープレートを取得していない場合も む) 得価額が10万円未満で一時損金(必要な経費)に算入した資産 得価額が20万円未満で3年間で一括償却する資産
	処理による申告の方は、以下も確認してください。 価額は最低限度額(取得価額の5%)を下回っていませんか? 価額は、耐用年数に応じる減価率表(旧定率法と同じ)による半年償却で算出 ていますか?

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市役所 財政部資産税課 償却資産係 行 ←<郵送用ラベル>

このラベルを切り取って、申告書 送付の際の封筒に貼り付けて、ご 利用ください。